

事 務 連 絡
令 和 6 年 4 月 1 9 日



各労働保険事務組合 代表者 殿
各特別加入団体 代表者 殿

静岡労働局総務部労働保険徴収課長

有機溶剤業務に係る特別加入時の健康診断の実施等について

労働保険事務組合の業務運営につきましては、日頃より格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の加入時健康診断の対象業務につきましては、別添の昭和62年3月30日付け基発第175号(以下「通達」という)に基づき判断しているところですが、当局においては屋外にて有機溶剤業務に従事している場合、加入時健康診断の対象としておりませんでした。

今般、改めて厚生労働省より通達に基づく取扱いとするよう指示がありましたので、今後は下記のとおり取り扱うこととしますのでご留意願います。

なお、本取扱いについて県下の労働基準監督署にも通知していることを、念のため申し添えます。

記

1 加入時健康診断の対象業務について

通達の加入時健康診断の対象となる有機溶剤業務は、通達の記2において「有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号の有機溶剤業務又は特定化学物質障害予防規則第2条の2第1号の特別有機溶剤業務」とされています。

同規則に屋内外の区別はないことから、屋外業務であっても加入時健康診断の対象とします。

2 既に特別加入の承認を受けている者の取扱い

健康診断受診のための脱退、再加入は不要です。

なお、脱退後期間を空けて再加入する場合は、従来通り加入時健康診断が必要です。

担当

労働保険徴収課 労働保険事務組合係

TEL 054-254-6437

(別添)

労災保険の特別加入に係る加入時健康診断の実施等について

(昭和 62 年 3 月 30 日)

(基発 175 号)

(平成 7 年 11 月 30 日)

(基発 692 号)

(平成 15 年 3 月 31 日)

(基発 0331003 号)

(平成 23 年 3 月 25 日)

(基発 0325 第 6 号)

(平成 25 年 11 月 18 日)

(基発 1118 第 2 号)

(平成 26 年 10 月 31 日)

(基発 1031 第 1 号)

労災保険の特別加入にかかる加入時健康診断の実施等について

標記については、昭和 62 年 3 月 30 日付け労働省発労徴第 23 号、基発第 174 号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第 2 次分)等について」の記の第五により指示したところであるが、その具体的な取扱いについては下記によることとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 目的 労災保険の特別加入は、任意加入制度であって、希望する時に加入できることとなっているが、加入時に特別加入者の健康状態を確認することとなっていなかった。このため、特別加入者の中には特別加入後短期間のうちに疾病に罹患していることが確認されるものや、特別加入前に既に疾病に罹患している者が特別加入の申請手続を行い、加入承認後直ちに当該疾病について業務災害として保険給付の請求を行うものが見受けられたところであるが、これらのものに保険給付を行うことは、労災保険に特別加入前の業務が原因となって発生した疾病について保険給付を行うという保険の原理に反する結果ともなりかねないものである。

そこで、こうした不合理が生じないように、特別加入を希望する者(以下「特別加入予定者」という。)のうち一定の者について特別加入をする際に健康診断(以下「加入時健診」という。)の受診を義務づけ、特別加入予定者の加入時の健康状態を確認し、これにより特別加入者にかかる保険給付を適正に行い、特別加入制度の健全な運営を図ることとしたものである。

判断して、当該特別加入予定者が加入時健診対象者に該当すると認められる場合は、次表の区分により、「健康診断証明書(特別加入用)」(別紙特診様式第1号?第4号。以下「健康診断証明書」という。)を申請書又は変更届に添付させることとする。

なお、「じん肺健康診断証明書」には、じん肺の所見がないと認められる者を除き、加入時健診時のエックス線写真を添付させること。

また、上記の健康診断証明書の作成は、下記6に示す方法により、所轄局長があらかじめ指定した医療機関又は健康診断機関(以下「診断実施機関」という。)において行われることとする。

加入時健診対象者の区分	申請書又は変更届に添付する健康診断証明書
一 特別加入者として粉じん作業を行う業務に従事する者であって、特別加入前に通算して3年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	じん肺健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第1号)
二 特別加入者として身体に振動を与える業務に従事する者であって、特別加入前に通算して1年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	振動障害健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第2号)
三 特別加入者として鉛業務に従事する者であって、特別加入前に通算して6か月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	鉛中毒健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第3号)
四 特別加入者として有機溶剤業務に従事する者であって、特別加入前に通算して6か月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの	有機溶剤中毒健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第4号)

健康診断証明書

一 特別加入者として粉じん作業を行う業務に従事する者であって、特別加入前に通算して3年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの じん肺健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第1号)

二 特別加入者として身体に振動を与える業務に従事する者であって、特別加入前に通算して1年以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの 振動障害健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第2号)

三 特別加入者として鉛業務に従事する者であって、特別加入前に通算して6か月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの 鉛中毒健康診断証明書(特別加入用)(特診様式第3号)

四 特別加入者として有機溶剤業務に従事する者であって、特別加入前に通算して6か月以上の期間にわたって当該業務に従事したことがあるもの 有機溶剤中毒健康診断証明書(特別加入)

小事業主に「特別加入時健康診断指示書」を交付し加入時健診の指示を行うこと。

(ハ) 中小事業主は、加入時健診対象者に対し「特別加入時健康診断指示書」に基づき加入時健診を実施させることとする。

なお、受診に際しては、診断実施機関に「特別加入時健康診断実施依頼書」を提出させること。

(二) 中小事業主は、診断実施機関が作成した「健康診断証明書」を申請書又は変更届に添付して所轄署長を経由して所轄局長に提出するものとする。

6 診断実施機関の指定等 (1) 指定及び委託契約 イ 加入時健診は、特別加入予定者の健康状態を的確に把握し、保険給付の適正化を図ることを目的とするものであることから、所轄局長は、健康診断証明書に示された検査項目による検査の実施及び総合的な診断が可能な医療機関又は健康診断機関をあらかじめ指定しておくこと。

ロ 診断実施機関の指定は、健康診断の実施が的確かつ迅速に行われるよう、管内における加入時健診の実施可能な医療機関及び健康診断機関の状況等を把握して行うこと。

ハ 所轄局長は、診断実施機関を指定したときは、別紙様式「労災保険特別加入健康診断委託契約書」を参考にして委託契約を締結すること。

(2) 検査及び診断の費用

加入時健診のための検査及び診断に要する費用は、当該指示診断実施機関からの請求に基づき、労災診療費の額の算出方法の例により算出した額を支払うこと。

また、診断書の作成に要した費用(診断書料)については、昭和56年9月2日付け基発第555号「労災保険における診断書料等の取扱いについて」の記の1の(2)の診断書に要する費用の支給額に準じた額とする。

(3) 検査費用等の請求及び支払い

イ 診断実施機関において加入時健診を行った場合の検査費用及び診断書料の請求は、別紙特診様式第8号「特別加入健康診断費用請求書」により加入時健診を依頼した所轄署長を経由して所轄局長に行うこと。

ロ 所轄署長は、前記請求書が提出されたときはその内容を審査したうえで、所轄局長に回付すること。

ハ 所轄局長は、上記の検査費用及び診断書料を労災勘定、(項)業務取扱費、(目)障害等級等認定庁費により支払うこと。

7 特別加入予定者の健康状態の確認等 (1) 所轄局長は、上記5によって提出された健康診断証明書に基づいて、各疾病ごとに次の方法により特別加入予定者の健康状態を確認することとする。

なお、健康診断証明書だけでは健康状態の確認が困難な場合には、専門医から健康診断結果について医学的所見を徴したうえで行うこと。

イ じん肺又はじん肺の合併症

じん肺健康診断証明書の診断結果及びエックス線写真について、呼吸器疾患関係の専門医の意見を求め、その意見に基づいて、じん肺法第4条に規定するじん肺管理区分に準じたじん肺の程度を確認することとし、併せて、じん肺合併症(じん肺法施行規則第1条各号に掲げる疾病)の有

に相当する者は、粉じん作業を行う業務を除く業務に限り、特別加入を認めることとなる。

(ロ)「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」(昭和50年10月20日付け基発第610号)の健康管理区分Cに相当する者は、身体に振動を与える業務を除く業務に限り特別加入を認めることとなる。

ハ 上記ロに該当する者のうち労災則第46条の18第3号に該当する者(家内労働者)であつて、当該業務から他の業務に転換した場合に特別加入者となり得ない者については、特別加入は認めない。

例えば、家内労働者のうち、有機溶剤等を使用して行う業務に従事する者(労災保険法施行規則第46条の18第3号のハに該当する者)として特別加入を予定している者が、有機溶剤中毒に罹患しており、有機溶剤業務からの転換が必要と認められる場合がこれに該当する。

ニ 特別加入予定者の症状又は障害の程度が、上記イ、ロ、ハの程度まで進行していない場合は、特別加入についての制限は行わない。

(2) 特別加入の制限についての通知

特別加入の申請又は変更の届出に係る事業主又は団体に対する加入制限の通知は、次により行うこととする。イ 特別加入の申請に関して不承認の決定を行った場合

所轄局長は、加入時健診の診断結果に基づき、当該特別加入の申請について承認しないこととしたときは、特様式第3号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

ロ 特別加入の申請に関して、特定の特別加入予定者を除いて、加入承認を行うこととした場合所轄局長は、申請書に掲げられた特別加入予定者のうち、加入時健診の診断結果に基づき、特定の者について特別加入を認めないこととしたうえで特別加入を承認することとしたときは、特様式第1号によりその旨を当該事業主又は団体に通知すること。

ハ 既に特別加入の承認を受けている事業主又は特別加入団体から、新たに特別加入者に該当する者として変更の届出があつた者に関して特別加入を認めないこととした場合

所轄局長は、変更届に掲げられた者について特別加入を認めないこととした場合は、特様式第3号により当該事業主又は特別加入団体にその旨通知することとする。

ニ (1)のロにより特別加入を認める場合には、その旨を申請書又は変更届に記載し、その写しを特様式第1号に添付して、当該事業主又は特別加入団体に送付すること。

9 保険給付の支給決定時における加入時健診の結果の取扱い

イ 特別加入者にかかる業務上の災害として保険給付の対象となる疾病は、特別加入者としての業務を遂行する過程において、当該業務に起因して発症したことが明らかな疾病に限定されるものであり、特別加入前に発症した疾病及び特別加入前の事由により発症した疾病に関しては、当然保険給付は行われない。

従つて、加入時に既に当該疾病の症状が労災保険の療養補償給付の対象となる程度まで進行していたことが明らかな者については、特別加入後に当該症状を事由とする保険給付の請求があつても保険給付は行われないものであること。

ロ 上記8の(1)のニに該当する者として特別加入を認められた者から特別加入後に当該疾病に罹患したとして保険給付の請求があつた場合は、特別加入前又は加入後の有害因子へのばく露のいずれが当該疾病の発症の有力な要因であるかについて医学的に判断することとし、加入時

(参考)

昭和四十七年労働省令第三十六号

有機溶剤中毒予防規則

(定義等)

第一条 (抄)

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、^{かくはん}攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、^{かくはん}攪拌又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヲに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しよくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヲに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務（(12)に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

(12) クロロホルム等を入れたことのあるタンク（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

□ エチルベンゼン塗装業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）

ハ 一・ニージクロロプロパン洗浄・払拭業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）